

## 香美市総合教育会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に基づき行われる香美市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 会議は、開催場所の規模等を勘案して傍聴者の定員を定めることができる。

2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、開場から会議開始10分前までの間に行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴者が前条に規定する定員に満たない場合は、同時刻以降に傍聴を希望するものに係る許可を行うことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害と認められる器物等を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴の際は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (3) 示威的行為をしてはならない。
- (4) 飲食をしてはならない。ただし、会議が認める場合は、この限りでない。
- (5) 写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、会議の許可を得た者は、この限りではない。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしてはならない。

2 前項に掲げるもののほか、傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他会議が必要と認める資料を配布するものとする。ただし、資料に不開示情報が含まれる場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの告示に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この告示は、平成27年5月26日から施行する。